

## 審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第105条の2第4項
処 分 の 概 要 :	運転経歴情報の記録
原権者(委任先) :	長崎県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、第105条(免許の失効)、第105条の2第1項及び第3項(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録) 道路交通法施行令第39条の2の5(運転経歴証明書の交付等)、 第39条の2の6(運転経歴証明書の交付等) 道路交通法施行規則第30条の8(運転経歴証明書の交付等の申請の手続)、第30条の14(運転経歴情報の記録等)
審 査 基 準 :	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間 :	申請の当日中 ※ 即日記録できない場合は28日(行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、警察署(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く)及び雲仙警察署雲仙北交番
問 合 せ 先 :	警察本部交通部運転免許管理課(0957-53-2128)
備 考 :	